

白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第10号

白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例（昭和54年白川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の種別ごとに毎年度当該事業に要する費用の額と同表右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、同表左欄に掲げる事業の種別のうち、災害復旧事業の中で農地災害復旧事業についての分担金は、同表右欄により算出された額とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の種別ごとに毎年度当該事業に要する費用の額と同表右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、同表左欄に掲げる事業の種別のうち、災害復旧事業の中で農地災害復旧事業についての分担金は、同表右欄により算出された額とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正後

事業の種別	分担金の割合
1・2 (略)	(略)
3 中山間地域総合整備事業	
ほ場整備事業	100分の5
客土事業	100分の5
<u>農業用排水施設整備事業</u>	100分の5
<u>暗渠排水事業</u>	100分の5
<u>農地防災事業</u>	100分の5
農道整備事業	100分の5
4～7 (略)	(略)

改正前

事業の種別	分担金の割合
1・2 (略)	(略)
3 中山間地域総合整備事業	
ほ場整備事業	100分の5
客土事業	100分の5
<u>かんがい排水事業</u>	100分の5
_____	_____
_____	_____
農道整備事業	100分の5
4～7 (略)	(略)